

建設リサイクル法

秋田市内における特定建設資材を用いた建築物などの解体工事や新築・増改築工事等で、一定規模以上となる工事の場合、工事の発注者または自主施工者は、工事着手日の7日前までに秋田市長（建築指導課）へ届出が必要です。

また、工事の受注者は分別解体等や再資源化等が義務付けられています。

特定建設資材

分別解体等や再資源化等が必要となる特定建設資材は、次のとおりです。

① コンクリート
② コンクリートおよび鉄から成る建設資材（プレキャストコンクリート版など）
③ 木材
④ アスファルト・コンクリート

対象建設工事

建設工事の規模が、次の基準以上のものを対象としています。

工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計 80m ²
建築物の新築・増築工事	床面積の合計 500m ²
建築物の修繕・模様替等工事（リフォーム等）※1	請負代金の額※3 1億円
建築物以外の工作物の工事（土木工事等）※2	請負代金の額※3 500万円

※1 建築物の修繕・模様替等工事 建築物に係る新築工事等であって新築または増築の工事に該当しないもの

※2 建築物以外の工作物の工事 建築物以外のものに係る解体工事または新築工事等

※3 請負代金の額には消費税を含む

対象建設工事の事前届出

発注者は、対象建設工事を開始する前に届出を行う必要があります。※4

いつ？ 対象建設工事の契約後、実際に現場で工事を始める日※5の7日前まで

誰が？ 対象建設工事の発注者（受注者は業として行わないのであれば、代理・代行できる）

どこに？ 秋田市長宛てに秋田市の窓口（建築指導課）に提出

何を？ 対象建設工事用の届出書と分別解体等の計画等を提出

※4 元請業者は、発注者に届出を行う必要があることを説明してください。

※5 実際に現場で工事を始める日には、仮設工事も含みます。

建築物の解体時における残置物の取扱い

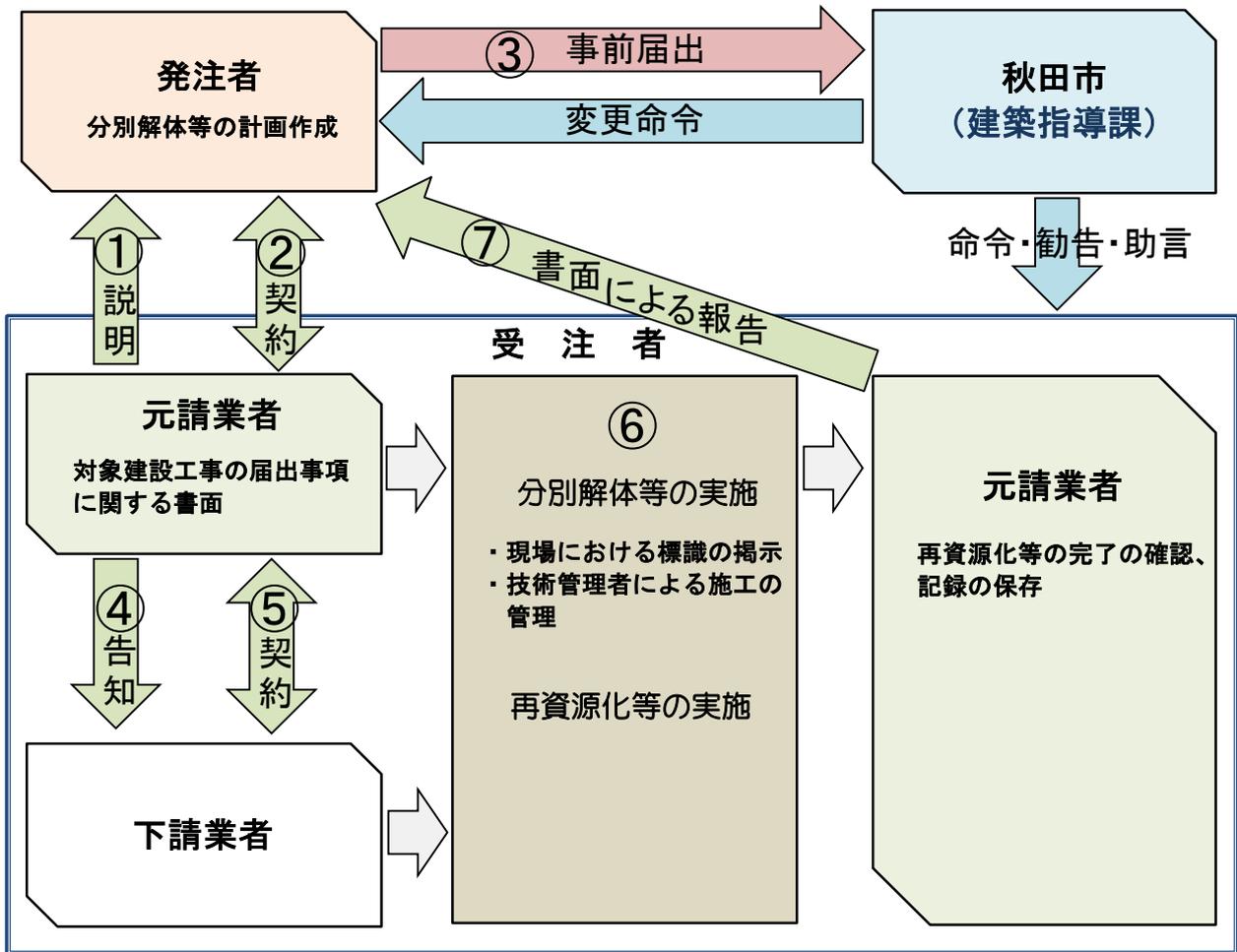
建築物の解体時に建築物の所有者が残した次のような廃棄物（残置物）は、所有が処理する必要があります。

○家具 ○寝具 ○敷物類 ○衣類 ○食器 ○書籍 等

※ 次の残置物には、法律で定められた処理方法があるため、適正に処理を行ってください。

○家電4品（テレビ・冷蔵庫・エアコン・洗濯機） ○パソコン ○小型家電

手続きの流れ



①説明

元請業者は発注者に対し、分別解体等の計画等について書面を交付して説明します。

②契約

発注者が元請業者と交わす契約書面においては分別解体等の方法を明記する必要があります。

③事前届出

発注者は工事着手の7日前までに、分別解体等の計画等について届出します。

④告知

元請業者は、他の建設業者に下請させる場合には、下請業者に秋田市への届出事項を告知します。

⑤契約

元請業者が下請業者と交わす契約書面においては、分別解体等の方法を明記する必要があります。

⑥分別解体等・再資源化等の実施

分別解体等を実施する際には、

- 解体工事の現場ごとに、公衆の見えやすい場所に標識を設置します。
- 解体工事の技術上の管理をつかさどる技術管理者を選任し、施工管理します。また、再資源化等を実施します。

⑦報告

元請業者は再資源化等が完了したときは、発注者に対し書面でその事を報告するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し保存します。

お問合せ先 秋田市都市整備部建築指導課

TEL 018-888-5769

FAX 018-888-5763

e-mail ro-urcs@city.akita.lg.jp